

3 . 法学部

法学部の研究目的と特徴		・ ・ ・ ・ ・	3 - 2
分析項目ごとの水準の判断		・ ・ ・ ・ ・	3 - 3
分析項目	研究活動の状況	・ ・ ・ ・ ・	3 - 3
分析項目	研究成果の状況	・ ・ ・ ・ ・	3 - 9
質の向上度の判断		・ ・ ・ ・ ・	3 - 13

法学部の研究目的と特徴

1 研究目的

法学部は、創造性豊かな卓越した研究を推進するとともに、確立した分野での長期的視野に立つて行う基礎的研究を推進するという中期目標に沿って、国際的普遍的な研究及び地域的に固有な問題意識に立った研究を推進することを研究目的としている。

2 重点領域研究

本学で重点的に推進されている「拠点形成研究 A (卓越した評価を受けている世界最高水準の研究)」及び「拠点形成研究 B (世界最高水準を目指しうる研究)」において、本学部では、2 課題が拠点形成研究 B に選定されている。第 1 の課題は「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」であり、第 2 の課題は「脱近代社会の秩序形成の原理と政策に関する研究」である。

いずれの研究課題も本学部の研究目的である国際的普遍的な研究に対応するものであり、また第 2 の課題は地域的に固有な問題意識に立った研究にも対応するものである。

3 特徴

本学部の研究活動の特徴としては以下のものがあげられる。

地域的に固有な問題意識に立った研究活動の推進として、「熊本大学地域政策法務研究会」の開催や「地域連携フォーラム」を組織して地方自治体や地域社会が抱える課題について研究活動を行っている。

法科大学院との連携を深めるため、熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と本学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同研究を行っている。

教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、冊子体にまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。

平成 21 年に創立 30 周年を迎えることから、その記念事業として平成 19 年度より学部共通テーマ「法と政策の現代的変容」の下で研究会を組織し、定期的に研究会を開催し、その成果の出版を目指した取組を推進している。

これらの取り組みにより、法学部の研究目的は達成されているが、今後も引き続き、学部が取り組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整備、さらに地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っていく。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的及び特徴に照らして、本学部では、在学生、卒業生、卒業生の進路先（民間企業、公的機関及び大学院）、地方団体、地域社会及び国際社会を想定する関係者とし、本学部の研究成果が関係者の課題解決に貢献するという期待を受けている。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

本学部では、国際的普遍的な研究を推進するとともに地域的に固有な問題意識に立った研究を推進するという研究目的に沿って、研究グループを組織して共同研究を活発に行うとともに個人研究活動の活性化に取り組んでいる。

国際的普遍的な共同研究としては、本学が重点的に推進する拠点形成研究として二つの課題が選定され、第1の課題は、社会の変容(社会の「法化」と司法制度改革の動きに対応した「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」であり、第2の課題は、分権型社会システムの普遍的モデルの提示と政策提言を目指した「脱近代社会の秩序形成の原理と政策に関する研究」である。これら二つの拠点形成研究Bを核として研究会やシンポジウムの開催及び著書や報告書の発刊など活発な研究活動が行われている(資料1-1-A、B)。

地域的共同研究としては、他大学教員や自治体職員をも会員とした熊本大学地域政策法務研究会を開催して「政策と法務の統一」や「理論と実務の架橋」を目指して地域の視点から地方分権・自治の課題を研究している(資料1-1-C)。また、熊本大学地域連携フォーラムは、地域が抱える課題についての研究に取り組み、その成果を公刊するとともに地方公務員政策法務キャリアアップ講座を開催して地域社会に還元している(資料1-1-D、E)。

その他の共同研究としては、本学部の法律学を専攻する教員、大学院法曹養成研究科教員及び熊本県弁護士会会員を中心とした法曹界の人々で組織する熊本法律研究会において理論と実務の架橋を目指して判例研究や先端的な法律問題について研究を行っている。また、平成19年度から「法と政策の現代的変容」という統一テーマで新たな研究会を発足させ研究活動を行っている(資料1-1-F、G)。

教員個人の研究活動としては、学部内の研究活動推進委員会を設置し、研究計画書の提出や研究紀要「熊本法学」掲載論文に査読制を導入するなど研究活動の促進及び質の向上に務めている。平成16年度の法科大学院設置により16人の専任教員が減少したにもかかわらず、著書、論文、その他の学術的著述及び学会報告等の研究業績は従前を上回っており(資料1-1-H)。また、科学研究費補助金、競争的外部資金及び寄附金の受入状況も法人化前と同等又は増加しており研究活動の活性化が明らかである(資料1-1-I~K)。

資料 1 - 1 - A 重点領域研究（拠点形成研究 B：課題 1）

（出典：研究代表者保有データを基に作成）

拠点形成研究(B)グループ：「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」				
研究会 開催数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	5	16	11	7
シンポジウム				
平成 18 年 2 月 18 日（土）：熊本大学法文棟 A-1 「裁判外の紛争解決[ADR]を考える」				
平成 18 年 9 月 30 日（土）：国際交流センター 「日中韓における ADR の制度と実態」				
平成 19 年 11 月 4 日（日）：熊本大学法文棟 A-1 「法化社会における ADR の意義 - ADR の日米比較」				
研究の成果				
〔中間報告書〕拠点形成研究 B 社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - （平成 17 年 3 月）				
〔熊本大学法学会叢書〕吉田勇編著『法化社会と紛争解決』成文堂、平成 18 年 10 月				
〔報告書〕ADR シンポジウム 法化社会における ADR の意義 - ADR の日米比較 - （平成 20 年 3 月）				

資料 1 - 1 - B 重点領域研究（拠点形成研究 B：課題 2）

（出典：研究代表者保有データを基に作成）

拠点形成研究(B)グループ：脱近代社会の秩序形成の原理と政策に関する研究				
研究会 開催数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	4	6	5	3
シンポジウム及びセミナー				
平成 17 年 11 月 1 日～3 日：熊本大学くすの木会館レセプションルーム ボルドー大学との共同シンポジウム「Decentralization and the Future of Democracy」				
平成 19 年 2 月 11 日～12 日：由布市・由布山荘（東京工業大学・九州大学と共催） 「『景観と地域』に関するセミナー」				
平成 20 年 3 月 2 日（日）：熊本大学法文棟 A-2 「石牟礼道子の世界」				
研究の成果				
岩岡中正・伊藤洋典編『「地域公共圏」の政治学』ナカニシヤ出版、平成 16 年 3 月				
山中進・上野眞也編著『山間地域の崩壊と存続』九州大学出版会、平成 17 年 6 月				
〔報告書〕Claude Sorbets and Hironori Ito「Decentralization and the Future of Democracy - Comparative Study between France and Japan - 」平成 18 年 3 月				
平石直昭・金泰昌編『公共哲学 17 知識人から考える公共性』東京大学出版会、平成 18 年 3 月				
岩岡中正編『石牟礼道子の世界』弦書房、平成 18 年 11 月				
中川義朗編『地方分権と政策』成文堂、平成 19 年 2 月				
岩岡中正『ロマン主義から石牟礼道子へ-近代批判と共同性の回復-』木鐸社、平成 19 年 2 月				
山中進編『山間地集落の維持と再生』成文堂、平成 19 年 3 月				

資料 1 - 1 - C 熊本大学地域政策法務研究会の開催状況

(出典：研究会事務局保有データを基に作成)

熊本大学地域政策法務研究会			
研究会 開催数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	4	4	2
平成 16 年 6 月 12 日：テーマ「いま、なぜ男女共同参画社会なのか」 平成 16 年 7 月 17 日：テーマ「地域コミュニティを生かしたまちづくり - 水俣市の事例を中心として」 平成 16 年 10 月 23 日：テーマ「ドイツ各州における州民投票制度」 平成 17 年 2 月 26 日：テーマ「湯布院にみる自治とまちづくり」 平成 17 年 5 月 21 日：テーマ「公務員のミス（過誤）と行政法理論の再検討」 平成 17 年 8 月 27 日：テーマ「自治基本条例」 平成 18 年 3 月 4 日：テーマ「日本における家電・自動車リサイクルシステムの比較検討」 平成 18 年 5 月 20 日：テーマ「熊本県下の市町村の生活交通再編の現状」 平成 18 年 12 月 9 日：テーマ「地方自治体における法務事務の展開 - 弁護士事務所との連携を中心に」 [報告集] 『地域法務政策研究』熊本大学地域政策法務研究会、平成 17 年 3 月			

資料 1 - 1 - D 地域連携フォーラム出版書籍

(出典：地域連携フォーラム保有データを基に作成)

熊本大学地域連携フォーラム（発刊書籍）
熊本大学地域連携フォーラム叢書 1 山中進編『女と男の共同論』成文堂、平成 15 年 3 月
熊本大学地域連携フォーラム叢書 2 山下勉編『地域を創る』成文堂、平成 16 年 3 月
熊本大学地域連携フォーラム叢書 3 大江正昭・田中雄次編『グローカリズムの射程』成文堂、平成 17 年 3 月
熊本大学地域連携フォーラム叢書 4 伊藤洋典編『「近代」と「他者」』平成 18 年 3 月
中川義朗編『地方公務員 政策法務ハンドブック』熊本県市長会・熊本県庁村会、平成 17 年 3 月

資料 1 - 1 - E 地域連携フォーラムによる研究成果の社会還元

(出典：地域連携フォーラム保有データを基に作成)

地域貢献特別支援事業：地方公務員政策法務キャリアアップ講座
平成 14 年度：八代市、玉名市、本渡市、熊本市、人吉市 [報告書] 「平成 14 年度 地方公務員政策法務キャリアアップ講座報告書」平成 15 年 3 月 平成 15 年度：水俣市、人吉市、本渡市、熊本市（2 回） [報告書] 「平成 15 年度 地方公務員政策法務キャリアアップ報告書」平成 16 年 3 月 平成 16 年度：水俣市、本渡市、人吉市、熊本市（2 回） [報告書] 「平成 16 年度 地方公務員政策法務キャリアアップ報告書」平成 17 年 3 月 平成 17 年度：天草市、八代市、阿蘇市、熊本市（2 回） [報告書] 「平成 17 年度 地方公務員政策法務キャリアアップ報告書」平成 18 年 3 月 平成 18 年度：八代市、天草市、阿蘇市、熊本市（2 回） [報告書] 「平成 18 年度 地方公務員政策法務キャリアアップ報告書」平成 19 年 3 月

資料 1 - 1 - F 熊本法律研究会の開催状況と研究テーマ

(出典：研究会事務局保有データを基に作成)

熊本法律研究会			
研究会 開催数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	2	2	1
平成 16 年 6 月 5 日：「熊本大学法科大学院の教育のあり方について」 平成 16 年 9 月 18 日：「熊本地域司法計画について - 司法制度改革との関連において」 「ATM 利用カードの不正使用と契約者の責任」 平成 17 年 7 月 23 日：「法人による被保険者故殺」 「消費者被害の現状と法的救済」 平成 17 年 10 月 29 日：「指定管理者制度をめぐる法的紛争」 「資産流動化・証券化の構造と法的検討」 平成 19 年 2 月 17 日：「経済政策インフラ整備の法制度と企業統治（ガバナンス）・内部統制制度の要 請、背景 「金融商品取引法（日本版 SOX 法）でのガバナンス、内部統制 「新会社法での企業統治、内部統制と企業防衛策」			

資料 1 - 1 - G その他共同研究の実施状況(出典：研究会事務局保有データを基に作成)

「法と政策の現代的変容」(法学部創設 30 周年記念論集)研究会の開催状況	
平成 19 年 6 月 4 日：テーマ 脱近代政治の展開 - 「市民」から「人間」へ	
" 7 月 2 日：テーマ「更正の請求」をめぐる判例の変容	
" 8 月 6 日：テーマ 社会保険制度の現代的変容 - 高齢者医療・介護・基礎年金の給付費用負担 担をめぐる問題を中心として -	
" 9 月 1 日：テーマ 日本社会の法化と ADR - おもに医療事故紛争と医療 ADR を中心として -	
" 10 月 1 日：テ - マ 紛争と平和形成 - フェーデ通告状とウァフェーデ制約証書の考察から -	
" 11 月 5 日：テーマ コミュニティをどう考えるか - ゲマインシャフトの幻想か民主主義の基盤か -	
" 12 月 3 日：テーマ 企業の社会的（特に環境配慮）責任と会社法制の連関性 - 英国会社法制の枠組みを中心に -	
平成 20 年 1 月 21 日：テーマ 著作権にみる憲法学の視点	
" 2 月 18 日：テーマ イタリア行政官僚制考 - 90 年代行政改革の背景 -	
" 3 月 17 日：テーマ 在籍出向の研究 - ドイツ法との比較を梃子に -	
" 4 月 21 日：テーマ 2000 年代前半における医療・福祉サービスの雇用創出力	

資料 1 - 1 - H 著書論文等の研究業績や学会での研究発表の状況

	専 任 教員数	著書(監修、 共著を含む)	論文	その他(翻訳、判例評 釈、報告書等を含む)	学会報告(地区 学会を含む)	合計
平成 15 年度 (法人化前)	48	11	13	23	12	59
平成 16 年度	31	12	23	26	4	65
平成 17 年度	31	16	32	19	15	82
平成 18 年度	31	9	24	23	5	61
平成 19 年度	31	9	21	14	41	85

(出典：平成 15 年度は熊本大学年報から抜粋。平成 16 年度以降は研究計画書に基づき作成)

資料 1 - 1 - I 科学研究費補助金の受入状況（出典：全学保有データを基に作成）

年 度	研究種目	採択件数	金額（円）
平成 15 年度 （法人化前）	基盤研究	6	10,700,000
	萌芽研究	1	600,000
	若手研究	1	1,100,000
平成 16 年度	基盤研究	3	7,200,000
	萌芽研究	0	0
	若手研究	1	900,000
平成 17 年度	基盤研究	6	7,483,000
	萌芽研究	0	0
	若手研究	2	1,400,000
平成 18 年度	基盤研究(B)	1	3,500,000
	基盤研究(C)	7	6,300,000
	萌芽研究	0	0
	若手研究(B)	2	1,500,000
平成 19 年度	基盤研究(B)	0	0
	基盤研究(C)	7	6,156,000
	萌芽研究	0	0
	若手研究(B)	2	2,180,000

資料 1 - 1 - J 競争的外部資金の受入状況（出典：全学保有データを基に作成）

年 度	競争的外部資金区分	採択件数	受入金額（円）	間接経費（円）
平成 16 年度		0	0	0
平成 17 年度		0	0	0
平成 18 年度	政府等の助成金(環境省)	1	10,845,000	2,502,000
平成 19 年度	"	1	7,274,000	1,309,300

資料 1 - 1 - K 寄附金の受入状況（出典：全学保有データを基に作成）

年 度	受入件数	受入金額（円）
平成 16 年度	0	0
平成 17 年度	1	200,000
平成 18 年度	1	1,500,000
平成 19 年度	1	100,000
平成 20 年度 (5月1日現在)	2	1,500,000

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

本学部は、全学の中期目標に沿って国際的普遍的研究の推進と地域的な研究の推進という二つの目的を掲げて共同研究及び個人研究を行っている。

国際的普遍的共同研究では、本学が重点的に推進する拠点形成研究 B に選定された二つの課題を核にして共同研究体制を構築するとともに、その成果である著書の発刊や国際シンポジウムに開催などによって国際的普遍的研究の推進が図られている。また、地域的共同研究では、熊本大学地域政策法務研究会や熊本大学地域連携フォーラムにおける研究活動によって、地域が抱える課題についての研究が推進され、その成果として地方公務員政策法務キャリアアップ講座が開催されるなど、地域的研究も活発に行われている。さらに、熊本法律研究会や新たに発足させた研究会においても活発な研究活動を行っている。

個人研究では、研究計画書の共有や「熊本法学」掲載論文に査読制を導入するなど研究活動の促進及び質の向上に務めており、専任教員の減少にもかかわらず、著書、論文、その他の学術的著述及び学会報告等の研究業績、科学研究費補助金、競争的外部資金及び寄附金の受入状況も従前に比して増加しており研究活動の活発化が明らかである。

以上のことから、研究活動の成果による社会貢献及び地域貢献、質の高い研究に基づく学生に対する教育など、関係者からの期待に応える活動状況であり、期待される水準を大きく上回ると判断される。

分析項目 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況

(観点に係る状況)

本学部における研究成果の状況は、専任教員(31人)が平成16年度から平成19年度の4年間で発表した著書・論文数146点(その他学術的著述及び学会報告133点)である。

本学部の研究成果の評価は、全学基準として策定した『『人と社会(社文系)の科学』に関する研究業績の判断基準』(資料2-1-A)に沿って行った。人文社会科学系の研究成果に係る評価の特色として、研究業績が最も集約されたものとしての著書に重きが置かれることに鑑み、判断基準に示されたタイプ及び同基準の付表に掲げられている項目などを客観的指標として重視した。同時に、同基準に示された国際性や外部資金獲得への寄与なども選定の考慮要素とした。また、共著の場合は、分担者の貢献度を考慮した。

これらの判断基準に基づいて本学部の研究成果である著書・論文146点の中から学部を代表する研究業績として選定したものは、1)「学術的意義」の分野では、SSが2点、Sが3点、2)「社会、経済、文化的意義」の分野では、Sが2点である(別添資料「学部を代表する優れた研究業績リスト」参照)。

「学術的意義」の分野におけるSSの2点は、判断基準のタイプB及びタイプCに該当し、書評等において高く評価された又は書評等が複数の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価されたものであり、また、Sの3点は、判断基準のタイプFに該当し、学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演や書評等において高く評価されたものである。さらに、「社会、経済、文化的意義」の分野におけるSの2点は、判断基準のタイプ0及び付表「Sの基準」の追加条件に該当し、教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられ、広く利用されていることから貢献が優秀であるもの及び著名な国際的学術誌に掲載され社会的意義があると評価されているものである。

以上の研究成果は、本学部が目的としている国際的普遍的及び地域的研究の推進に適ったものであり、さらに創造性豊かな卓越した研究、他分野との学際的研究、及びそれらの国内外への発信と社会還元という、本学部が目指す研究活動のさらなる発展を促すものであるとともに、民間企業、公務員及び法曹を目指す学生も含めた法学部学生への教育目標にもかなう実績であり、国際社会や地域社会への貢献の面からも全体として関係者の期待を上回る成果を上げている。

資料 2 - 1 - A 「人と社会（社文系）の科学」に関する研究業績の判断基準

分科名 (細目番号)	健康・スポーツ科学(1401～1403) 生活科学(1501～1502) 科学教育・教育工学(1601～1602) 科学社会学・科学技術史(1701) 文化財科学(1801) 地理学(1901) 地域研究(2601) ジェンダー(2701) 哲学(2801～2806) 文学(2901～2903) 言語学(3001～3005) 史学(3101～3105) 人文地理学(3201) 文化人類学(3301) 法学(3401～3407) 政治学(3501～3502) 経済学(3601～3607) 経営学(3701～3703) 社会学(3801～3802) 心理学(3901～3904) 教育学(4001～4004) 農業経済学(6401)	
区分	左記区分と判断した根拠	
	学術面	社会、経済、文化面
SS	●タイプA： 論文を掲載した学術誌、並びに学術的著作・作品の書評等を掲載した学術誌が、付表に示す「SSの基準」を満たしている。 ●タイプB： 同学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・論文の被引用回数が10回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等において高く評価された。 ●タイプC： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件の1つを満たしている。 ・論文の被引用回数が30回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等が複数の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。 ●タイプD： 当該業績が、学士院賞、卓越した水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。	●タイプI： 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が卓越している。 ●タイプJ： 研究成果に関して国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。 ●タイプK： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が卓越している。 ●タイプL： 研究成果による貢献が卓越しており、国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。
S	●タイプE： 論文を掲載した学術誌、並びに学術的著作・作品の書評等を掲載した学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たしている。 ●タイプF： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・論文の被引用回数が10回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等において高く評価された。 ●タイプG： 同学術誌が、付表に示す「Bの基準」を満たし、かつ下記の条件の1つを満たしている。 ・論文の被引用回数が30回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等が複数の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。 ●タイプH： 当該業績が、優秀な水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。	●タイプM： 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が優秀である。 ●タイプN： 研究成果が関係者から表彰されている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディアで報道されている、又は、実用化研究に必要な大型の競争的外部資金の獲得に寄与している。 ●タイプO： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が優秀である。

付表 「人と社会(社文系)の科学」の学術誌の水準判断における Impact Factor の下限値

系	分野	分科	細目番号	学術誌の水準判断における Impact Factor (IF) の下限値			
				SS	S	A	B
総合 新領域 系	総合領域	健康・スポーツ科学	1401～1403	2.5	1.5	0.8	0.4
		生活科学	1501～1502	2.0	1.2	0.6	0.3
		科学教育・教育工学	1601～1602	1.5	0.8	0.4	0.2
		科学社会学・科学技術史	1701	1.0	0.6	0.3	0.15
		文化財科学	1801	2.0	1.2	0.6	0.3
		地理学	1901	2.0	1.2	0.6	0.3
	複合新領域	地域研究	2601	1.0	0.6	0.3	0.15
		ジェンダー	2701	1.0	0.6	0.3	0.15
人文 社会 系	人文学	哲学	2801～2806	1.0	0.6	0.3	0.15
		文学	2901～2903	1.0	0.6	0.3	0.15
		言語学	3001～3005	1.5	0.8	0.4	0.2
		史学	3101～3105	1.0	0.6	0.3	0.15
		人文地理学	3201	2.0	1.2	0.6	0.3
		文化人類学	3301	1.0	0.6	0.3	0.15
	社会科学	法学	3401～3407	3.0	1.8	1.0	0.5
		政治学	3501～3502	1.5	0.8	0.4	0.2
		経済学	3601～3607	2.0	1.2	0.6	0.3
		経営学	3701～3703	2.0	1.2	0.6	0.3
		社会学	3801～3802	2.0	1.2	0.6	0.3
		心理学	3901～3904	3.0	1.8	1.0	0.5
		教育学	4001～4004	1.5	0.8	0.4	0.2
	農学	農業経済学	6401	2.0	1.2	0.6	0.3
「Bの基準」 の追加条件		Impact Factor が無い場合にあっては、優秀な水準と認められる査読付き学術誌を区分Bとする。例えば、西日本哲学会等、査読体制の整った学会誌等。					
「Aの基準」 の追加条件		Impact Factor が無い場合にあっては、各研究領域において、特に優秀な水準と認められる学術誌を区分Aとする。例えば、日本哲学会、日本倫理学会、日本臨床心理学会、日本国語教育学会、日本家政学会等、各研究領域において日本を代表する学会の機関誌等（公法研究、民商法雑誌、民事訴訟雑誌等を含む）。					
「Sの基準」 の追加条件		例えば、Bioethics, Philosophy and Public Affairs 等、著名な国際的学術誌。Impact Factor が無い場合にあっては、各研究領域において、卓越した水準と認められる学術誌を区分Sとする。					
「SSの基準」 の追加条件		例えば、Journal of Philosophy, Ethics, Nature等、トップクラスの国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあっては、各研究領域において、国際的に定評のある学術誌を区分SSとする。					
学術的著作・作品 の追加条件		学術的著作の書評及び作品の評価の学術誌への掲載については、新聞などでの書評・紹介・引用、学術書等の文献目録での記載、他者の研究史・学界動向論文等における言及を含む。					

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本学部における研究成果の状況は、法人化以後の4年間で発表した著書・論文数146点(その他学術的著述及び学会報告133点)である。これらの中から学部を代表する優れた研究業績を選定した。

本学部の研究成果の評価は、全学基準の中の『人と社会(社文系)の科学』に関する研究業績の判断基準に沿って行ったものであり、人文社会科学系の研究業績の場合は、その最も集約されたものとして著書の発刊に学術的意義が置かれていることに鑑み、単著及び共編著の研究書(SS2冊、S2冊)を、また、国際学会における招待講演で評価を受けた論文(S1編)を学部を代表する学術的意義のある研究業績として選定した。さらに、社会、経済、文化的意義のある研究業績として、社会への貢献が顕著であるもの(S1冊)と国際的学会誌に掲載され社会的意義がある論文(S1編)を学部を代表する研究業績として選定した。

以上の研究成果は、本学部が目的としている国際的普遍的及び地域的研究の推進に適ったものであり、さらに創造性豊かな卓越した研究、他分野との学際的研究、及びそれらの国内外への発信と社会還元という、本学部が目指す研究活動のさらなる発展を促すものであるとともに、民間企業、公務員及び法曹を目指す学生も含めた法学部学生への教育目標にもかなう実績であり、国際社会や地域社会への貢献の面からも期待される水準を上回ると判断される。

質の向上度の判断

本学部は、国際的普遍的な研究と地域的な研究の推進を研究目的として、本学部の教員を中心とした研究組織を編成して共同研究と教員の研究分野における個人研究を活発に行っている。本学部の研究目的に照らして水準の向上があったと判断する取り組みは以下のとおりである。

事例 1「研究業績数及び外部資金受入状況の向上」(分析項目) (質の向上があったと判断する取組)

平成 16 年度の法科大学院の設置に伴い 16 名の専任教員が法科大学院に移籍し、本学部の専任教員は減少したが、本学部では、研究活動推進委員会を設置し、研究の実施・支援・推進体制の整備を行ってきた。毎年度当初に前年度研究実績と当該年度の研究計画を記載した研究計画書の提出を義務付け、また、本学部の研究紀要である「熊本法学」及び「人文社会論集」への掲載論文については査読制を導入し、研究活動の活性化と質の向上に取り組んできている。その結果、法人化前(法科大学院設置以前)である平成 15 年度は、専任教員数 48 人で著書・論文・その他学術的著述・学会報告等の研究業績数は 59 件であった。専任教員が減少して 31 人となった法人化後の平成 16 年度における研究業績数は 65 件、平成 17 年度 82 件、平成 18 年度 61 件及び平成 19 年度 85 件となっており、法人化以前に比して明らかに研究業績数が増加しており、大きく改善、向上していると判断される。

また、科学研究費補助金等の外部資金の受入についても積極的に取り組んでいる。科学研究費補助金については、法人化以前の平成 15 年度が専任教員 48 人で採択件数 8 件 12,400,000 万円であったが、平成 16 年度は専任教員 31 人で採択件数 4 件 8,100,000 円と採択件数及び金額とも減少したものの、その後全学的な取組に沿った積極的な活動により、平成 17 年度は採択件数 8 件 8,383,000 円、平成 18 年度は採択件数 10 件 11,300,000 円、平成 19 年度は採択件数 9 件 8,336,000 円となっており、法人化以前及び法科大学院設置以前に比して実質的に採択件数が増加している。また、科学研究費補助金以外の外部資金についても、平成 15 年度はその他の省庁分として「地域連携特別支援事業」1 件であったが、平成 18 年度から環境省の助成金を受け入れており、さらに寄附金についても平成 17 年度から毎年受入があることから、法人化前に比して科学研究費補助金等の外部資金の受入状況は増加しており、大きく改善、向上していると判断される。

このように、本学部の研究業績数及び外部資金受入状況は、大きく改善、向上していると判断される。

事例 2 「重点領域研究による優れた研究業績の創出」(分析項目)
(質の向上があったと判断する取組)

学部を代表する優れた研究業績としてリストに掲載したものは、『「人と社会（社文系）の科学」に関する研究業績の判断基準』に基づいて選定したものである。学術的意義で選定した SS 区分の 2 点は、書評等において高く評価された又は書評等が複数の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が高く評価されたものである。また、学術的意義で選定した S 区分の 3 点は、学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演や書評等において高く評価されたものである。さらに、社会、経済、文化的意義で選定した S 区分の 2 点は、教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられ、広く利用されていることから貢献が優秀であるもの及び著名な国際的学術誌に掲載され社会的意義があると評価されているものである。これらの研究業績における質の向上は、上記事例 1 で示した本学部教員の活発な研究活動の成果であると同時に、本学が重点的に推進する拠点形成研究に 2 つの研究課題が選定されて研究活動が行われてきたことに由来すると判断される。すなわち、拠点形成研究 B の第 1 の課題「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」に取り組んだメンバーの中から、学術的意義のある研究業績として S が 1 点、社会、経済、文化的意義のある研究業績 S が 1 点が選定されている。第 2 の課題「脱近代社会の秩序形成と原理と政策に関する研究」に取り組んだメンバーの中からは、学術的意義のある研究業績として SS が 2 点と S が 2 点それぞれ選定されている。

このように、本学部の研究業績は、研究活動の活性化と組織的な共同研究活動により、学会や国際会議での報告に限らず書評において高く評価される書籍及び論文が発表されており、学部を代表する優れた研究業績として具体的な成果が上がっており、大きく改善、向上していると判断される。